

帯広市における宿泊税の考え方について

令和6年11月
帯広市

帯広市の観光を取り巻く現状と宿泊税導入の目的

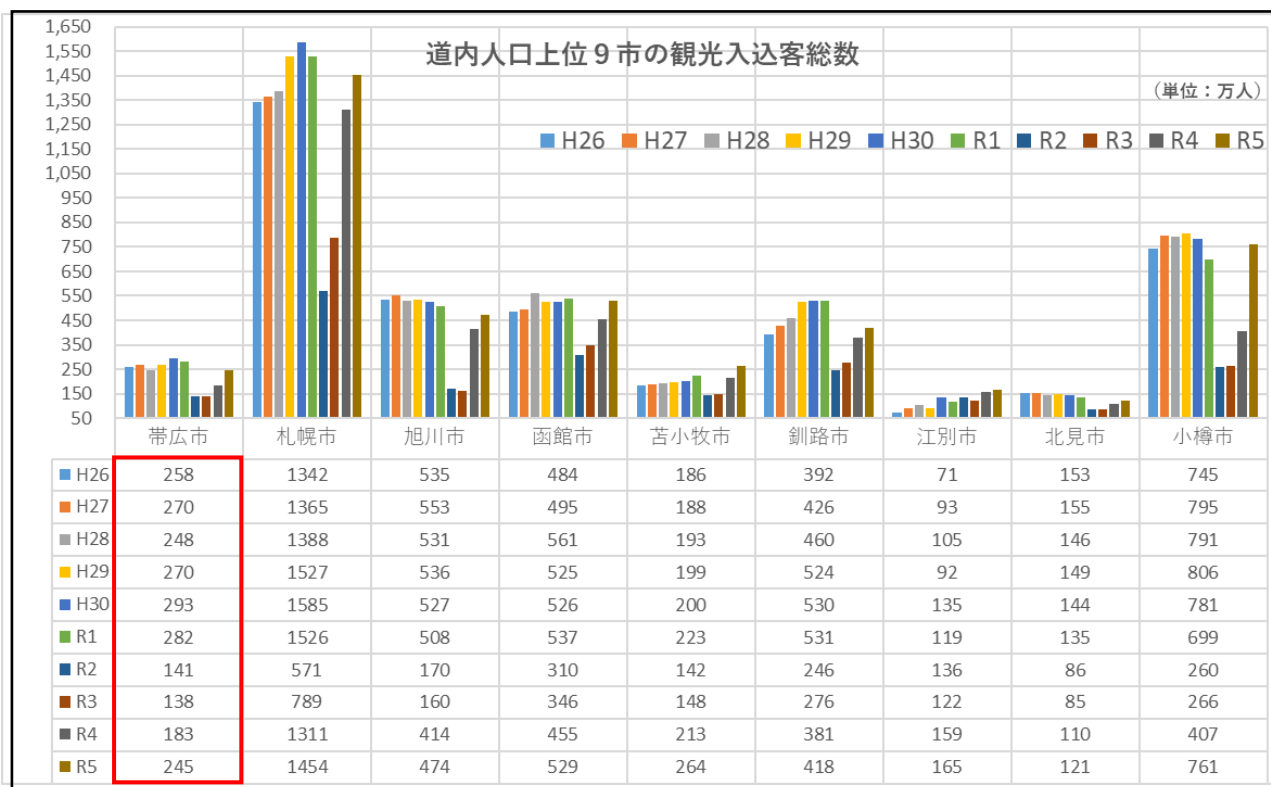
1 帯広市の観光を取り巻く現状と宿泊税導入の目的

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、経済波及効果の裾野が広く、交流人口の拡大や地域経済の活性化につながる観光振興施策の重要性が高まっており、帯広市においては、これまで、自然や食などの地域資源を活用した観光振興に取り組んできたところです。

しかし、道央・道東地域の中間に位置し、通過型の観光地となっていることや観光入込客数の季節変動が大きいこと、また、訪日外国人宿泊客延数が道内他市と比較して少ないことなどの課題があります。こうした課題を解決するためには、地域ならではの魅力を活かした付加価値の高い観光コンテンツの提供のほか、宿泊・交通サービスの確保・充実、多言語対応等の受入環境整備などにより、持続可能な観光振興を推進する必要があります。

このため、観光振興施策の受益者である観光客やビジネス客などの宿泊者に、その受益に応じ、一定の負担を広く求める「宿泊税」を導入することで、持続的・安定的な財源を確保し、総合計画に掲げたこの地域ならではの魅力を活かした観光政策に取り組み、にぎわいのあるまちの実現を目指します。

【道内人口上位9市の観光入込客総数推移（直近10年）】



出典：北海道経済部観光局「平成26年度～令和5年度北海道観光入込客数調査報告書」

【数値からみる帯広市の観光入込客総数と宿泊客延数等の推移分析】

- 観光入込客総数に占める宿泊客延数の割合から、半数以上の人が宿泊を伴わず、通過型の観光地となっていることが思料できる。
- 繁忙期・閑散期別観光入込客数から、他市に比べて季節変動が大きく、閑散期の誘客に課題があることが思料できる。
- 宿泊客延数のうち、訪日外国人宿泊客延数の割合が他市に比べて少なく、訪日外国人の誘客に課題があることが思料できる。

道内人口上位9市の令和5年度観光入込客総数・宿泊客延数

(単位：入込総数→万人、宿泊客延数→万人泊)

自治体名	区 分	年間合計	観光入込客総数に占める宿泊客延数(%)
帯広市	観光入込客総数	245	44%
	宿泊客延数	108	
札幌市	観光入込客総数	1,454	105%
	宿泊客延数	1,528	
旭川市	観光入込客総数	474	20%
	宿泊客延数	97	
函館市	観光入込客総数	529	74%
	宿泊客延数	393	
苫小牧市	観光入込客総数	264	6%
	宿泊客延数	16	
釧路市	観光入込客総数	418	30%
	宿泊客延数	126	
江別市	観光入込客総数	165	1%
	宿泊客延数	2	
北見市	観光入込客総数	121	50%
	宿泊客延数	61	
小樽市	観光入込客総数	761	15%
	宿泊客延数	113	

道内人口上位9市の令和5年度繁忙期・閑散期別観光入込客数

(単位：万人)

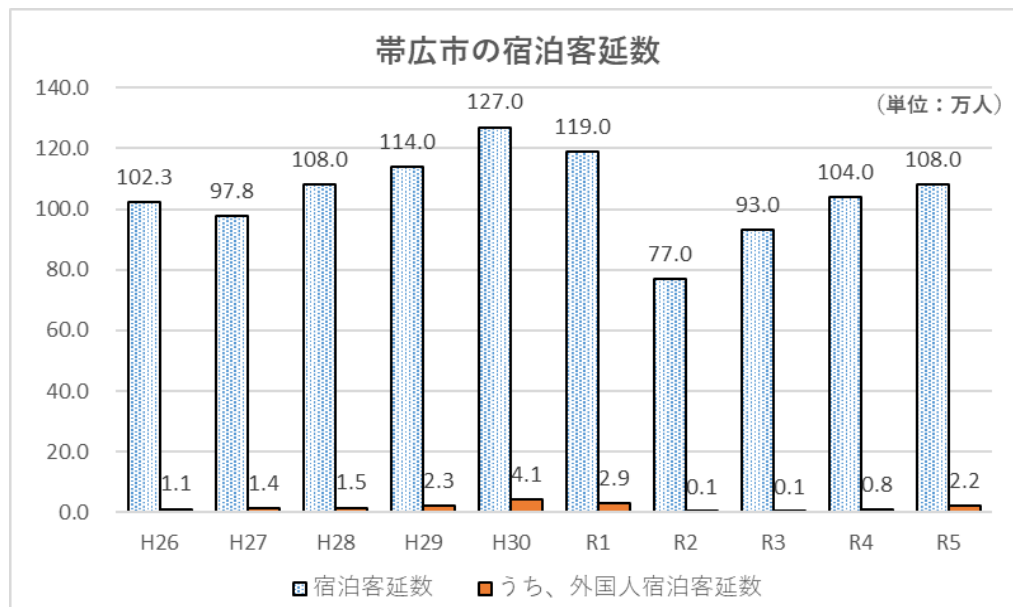
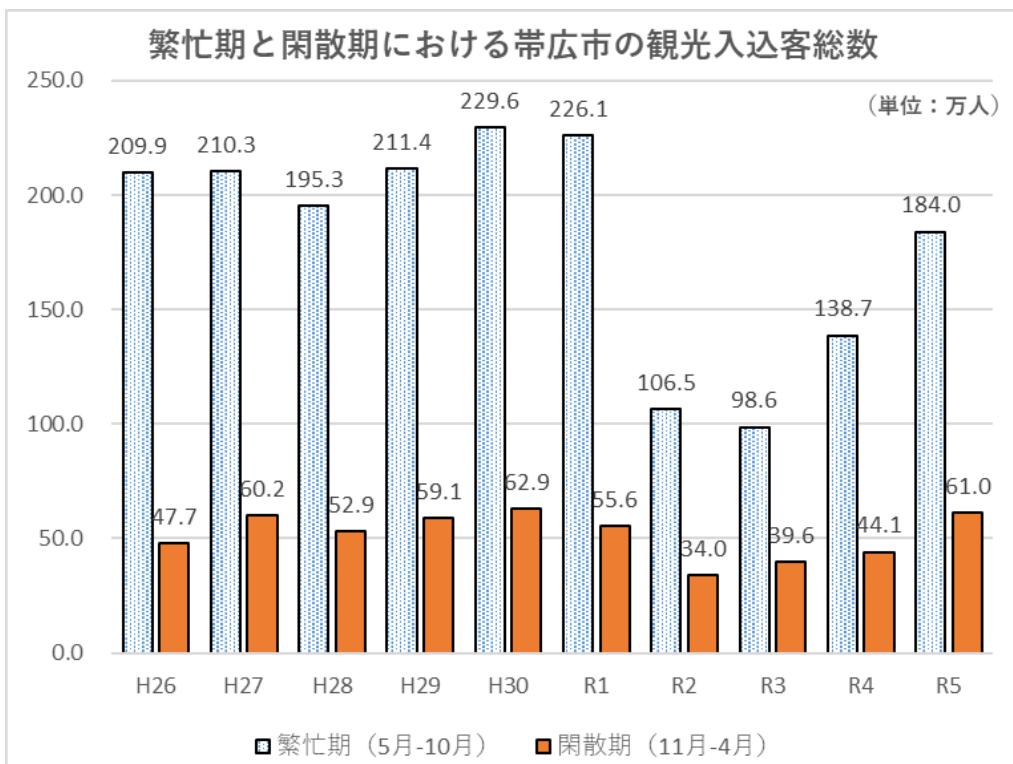
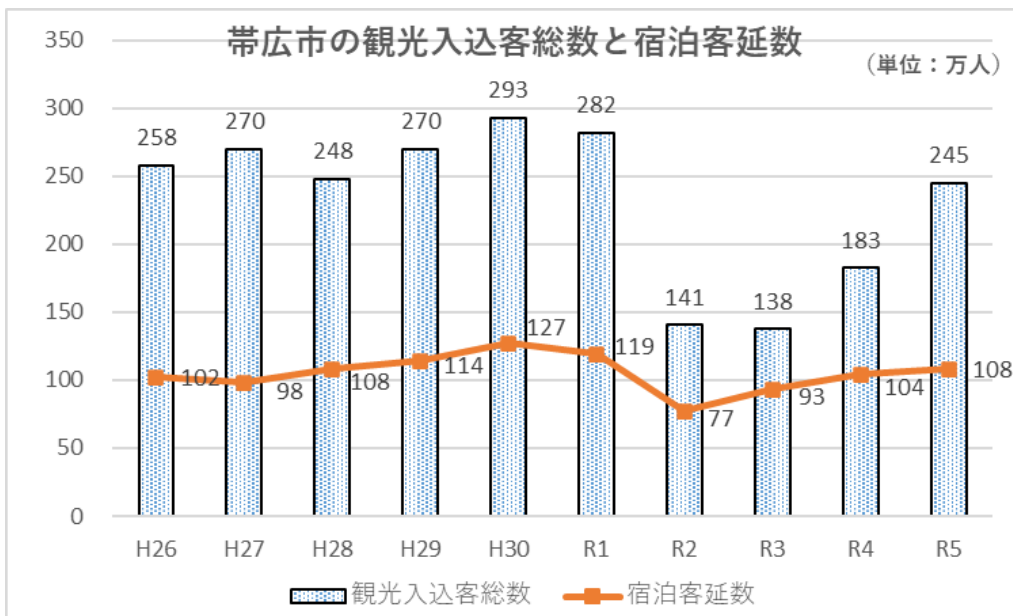
自治体名	観光入込客総数 年間合計	5月～10月 (繁忙期)	繁忙期 割合(%)	11月～4月 (閑散期)	閑散期 割合(%)
帯広市	245	184	75%	61	25%
札幌市	1,454	872	60%	582	40%
旭川市	474	330	70%	143	30%
函館市	529	316	60%	213	40%
苫小牧市	264	176	67%	87	33%
釧路市	418	245	59%	173	41%
江別市	165	114	69%	51	31%
北見市	121	76	63%	44	37%
小樽市	761	391	51%	370	49%

道内人口上位9市の令和5年度宿泊客延数

(単位：万人泊)

自治体名	宿泊客延数 年間合計	宿泊客延数に占める訪日外国人宿泊客延数(%)	
		うち、訪日外国人 宿泊客延数	訪日外国人宿泊客延数(%)
帯広市	108	2	2%
札幌市	1,528	275	18%
旭川市	97	21	22%
函館市	393	49	12%
苫小牧市	16	2	13%
釧路市	126	12	10%
江別市	2	0	1%
北見市	61	1	2%
小樽市	113	28	25%

出典：帯広市観光入込客数調査



宿泊税の導入検討

1 観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会（令和2年6月設置）

学識経験者や観光団体関係者などで構成し、観光の振興に関する施策を実施するための財源のあり方について、幅広く検討するために設置しました。

全4回開催した結果、今後の帯広市の観光振興における受益と負担の関係や、財源の安定性、他自治体の事例などに鑑み、新たな財源として、宿泊行為に課税する宿泊税が妥当であるとの結論で一致しました。

2 宿泊税とは

宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に課税する法定外目的税です。観光振興等に充てる財源として、全国の複数の自治体で導入されており、北海道内の他自治体でも導入に向けて検討が進められています。

【宿泊税導入自治体（令和6年4月末時点）】

- 都道府県：東京都、大阪府、福岡県
- 市町村：京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市

3 法定外目的税とは

地方自治体が新たな財源を確保する手段として、地方税法に基づく「課税自主権の活用による財源確保」があるほか、地方自治法等に基づく負担金、分担金、使用料、手数料、寄附金等の「税以外の手法による財源確保」が考えられます。

「課税自主権の活用による財源確保」のうち、税目（法定税）以外に、自治体が条例を設置し、特定の目的のために課税する地方税が、法定外目的税です。

北海道内の宿泊税導入状況

1 導入済みの自治体

自治体	検討状況			
	税率	免税点	課税免除	導入時期
倶知安町	定率2%	なし	修学旅行等	令和元年1月

2 導入を検討している主な自治体（令和6年6月末時点）

（1）北海道

自治体	検討状況			
	税率	免税点	課税免除	導入時期
北海道	2万円未満：100円 2万円以上5万円未満：200円 5万円以上：500円	なし	修学旅行等	令和8年4月

（2）道内6市

自治体	検討状況			
	税率	免税点	課税免除	導入時期
札幌市	5万円未満：200円 5万円以上：500円	なし	修学旅行等	令和8年4月
旭川市	一律定額制：200円	なし	検討中	令和8年4月
函館市	2万円未満：100円 2万円以上5万円未満：200円 5万円以上10万円未満：500円 10万円以上：2,000円	なし	修学旅行等	令和8年4月
釧路市	一律定額制：200円	なし	修学旅行等	令和8年4月
小樽市	一律定額制：200円	なし	修学旅行等	令和8年4月
富良野市	2万円未満：200円 2万円以上5万円未満：300円 5万円以上：500円	なし	修学旅行等	令和8年4月

※その他

北広島市、千歳市、北見市、ニセコ町、美瑛町、赤井川村、占冠村、留寿都村など

帯広市における宿泊税の活用の考え方

帯広市における観光の現状や、観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会からの提言、宿泊税の導入検討にあたり実施してきた、とち帯広ホテル旅館組合や帯広観光コンベンション協会、十勝圏二次交通活性化推進協議会のほか、帯広商工会議所、帯広市産業振興会議の場などでの意見交換、市内宿泊事業者へのアンケートによる意見照会を踏まえて、通過型の観光地となっていることや観光入込客数の季節変動が大きいこと、訪日外国人宿泊客延数が道内他市と比較して少ないことなどの課題に、効果的な施策を継続的に展開し、速やかに対応していくことで、更なる交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化等につながる持続可能な観光振興を推進するため、以下に示す3つの方針に基づいた事業に宿泊税を活用します。

また、3つの方針に基づいて実施する事業は、宿泊税を目的税として徴収する趣旨に鑑み、観光振興において、新たな行政需要として実施すべき事業、拡充や新たな展開を図ることで、より一層の効果や成果が見込まれる事業、喫緊に対応すべき地域の課題解決に要する事業のほか、特別徴収義務者の徴収に係る初期経費に対して充当します。

1 観光客やビジネス客、訪日外国人旅行者などの受入環境の充実

【取り組み】

観光客やビジネス客、訪日外国人旅行者などの宿泊者の満足度や利便性を高めるため、快適に滞在できる施設の環境整備等への支援や観光バス対策等による二次交通の充実、まちなかの除排雪や観光案内所の多言語対応の強化等に取り組みます。

2 地域資源の魅力向上

【取り組み】

年間通して国内外から多くの人に訪れてもらうため、地域ならではの資源を活かしたイベントなど様々な観光コンテンツを充実させることで、滞在型観光の推進とMICE*誘致に取り組みます。

※ 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

3 持続可能な観光振興

【取り組み】

閑散期の観光需要喚起策や観光マーケティングによる地域分析と誘客戦略の検討に取り組むほか、災害等による不測の事態や観光需要停滞期に備えた基金を積み立てます。

4 その他

【取り組み】

特別徴収義務者の徴収に係る初期経費を支援します。

宿泊税の税率（案）

1 税率の考え方

(1) 一律定額制

市税と道税の徴収を行う宿泊事業者（特別徴収義務者）の徴収事務の簡素化による負担軽減や宿泊者（納税者）への分かりやすさのほか、公平性と応益性の観点から、宿泊料金によって享受する行政サービスの程度に違いはなく、宿泊者へ均等に負担を求められ、一定の徴収を確保できる一律定額制とするものです。

(2) 税率

現段階において宿泊税の活用を想定する、「観光客やビジネス客、訪日外国人旅行者などの受入環境の充実」「地域資源の魅力向上」「持続可能な観光振興」の3つの方針に基づいた施策の事業規模を試算した結果、年額2億～2億5,000万円程度が見込まれます。

平成30年度の宿泊客延数*約127万人泊（過去最大値）をもとに、この財源を確保するために必要な税率を試算した結果、200円が適当であると考えられます。

※ 宿泊客延数は、帯広市内の主な宿泊施設への聞き取り調査による数値を基に算出した推計値

【宿泊客延数実績】

年度	平成26年度	平成27年度 過去10年 最小値	平成28年度	平成29年度	平成30年度 過去最大値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間	102	98	108	114	127	119	77	93	104	108
前年比(%)	-	96%	110%	106%	111%	94%	65%	121%	112%	104%

過去10年平均値 約105万人泊

単位：万人泊

行動制限を伴う感染症の拡大

【試算結果】

想定事業規模（最大）	●	宿泊客延数	●	税率
2億5,000万円程度	●	約127万人泊	●	200円

【参考：税率200円を適用した場合の税収見込額】

- ① 過去最大値の平成30年度実績から試算
 - ・約127万人泊×定額200円＝2億5,400万円
- ② 過去10年最小値（※感染症の拡大期間除く）の平成27年度実績から試算
 - ・約98万人泊×定額200円＝1億9,600万円
- ③ 過去10年平均値（平成26年度～令和5年度）から試算
 - ・約105万人泊×定額200円＝2億1,000万円

2 税率の設定

前述の「1 税率の考え方」を踏まえて、一律で宿泊者1人1泊につき、定額200円とするものです。

【一律定額制】

1人1泊につき、200円

宿泊税の透明性確保

1 具体的な施策について

宿泊事業者をはじめとする観光関係事業者との意見交換により、地域の実情や課題を把握し、充当事業は毎年度の予算編成の中で検討のうえ、議会での議論を経て決定します。

2 税収や使途について

市ホームページなどを通じて適切に情報を公開・発信することで透明性を確保します。

課税客体等

1 課税客体

宿泊税の課税対象は、帯広市に所在する次の宿泊施設への宿泊行為となります。

- (1) 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、簡易宿所
- (2) 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅

2 納税義務者

宿泊料を伴う宿泊をした者となります。

3 徴収方法

宿泊客を課税対象とすることから、便宜上、宿泊料金と併せて税を徴収する方法が最も効果的であるため、旅館業法の許可を受けた旅館・ホテルや簡易宿所の経営者、住宅宿泊事業法の届出をした住宅（民泊）の経営者等を特別徴収義務者とします。

課税免除・免税点

1 課税免除

教育課程の一環として実施される修学旅行及びその他学校行事については、公益性の観点から課税を免除します。

対象者は、修学旅行及び学校行事に参加する者及び引率者とし、免除にあたっては、学校長等による証明を求めることで、該当性を厳格に判断します。

教育課程外のスポーツ大会や合宿等については、その形態が様々で、学校行事としての範囲指定や補足、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から課税免除の対象外とします。

2 免税点

宿泊税を充当する施策の効果は、宿泊料金の多寡に関わらず一定程度の受益があることから、免税点は設けず、税の原則の一つである「公平性」の観点から、居住地に関わらず宿泊行為に対して等しく課税します。

1 特別徴収義務者への支援

特別徴収制度の円滑な運営を図るとともに、特別徴収義務者となることで生じる事務に対する負担を軽減するための支援を検討します。

帯広市と同様に宿泊税の導入を検討している北海道は、特別徴収義務者に対し、徴収事務手数料として、宿泊税（道税分）徴収額の3.5%（※導入当初5年間の交付率）を交付する方向で検討していることを踏まえ、帯広市としては、さらに宿泊税（市税分）徴収額の徴収事務手数料を別途交付することはせず、初期経費の一部を補助する支援を検討します。

2 入湯税（法定目的税）と宿泊税（法定外目的税）の違い

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光振興（観光施設の整備含む）に要する費用に充てるために設けられた法定目的税であり、入湯行為に対して課税するものです。一方、法定外目的税である宿泊税は、自治体が独自に確保する財源として、地域の課題を解決する観光振興施策に活用するために設け、宿泊行為に対して課税するものです。

したがって、入湯税と宿泊税は、課税客体が異なり、一つの課税要因に対して、同種の租税が重複して課税されるいわゆる「二重課税」には当たりません。また、徴収した税金は、それぞれの税の目的にそった用途に充当し、施策が重複しないよう適切に取り扱います。

制度概要（想定）

税目	宿泊税（法定外目的税）
目的	宿泊者をはじめとする来訪者の受入環境の整備、地域の資源を活かした観光コンテンツの充実及びその他持続可能な観光の振興を図る。
課税客体	帯広市に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税標準	宿泊数
納税義務者	宿泊料を伴う宿泊をした者
税率	宿泊者1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	宿泊施設において、旅館業又は住宅宿泊事業を営む者等
特別徴収義務者支援	特別徴収に係る初期経費の一部を補助する支援を検討。
申告納入	1か月に1回、毎月末までの宿泊税について申告納入（申告納入期限は翌月末）
申告納入の特例	申告納入する税額が規則で定める額以下で、同じく規則で定める要件を満たした場合には3か月に1回とする。
免税点	なし
課税免除	学校教育法で定める学校が行う修学旅行等の学校行事や認定こども園法又児童福祉法で定める施設が行う行事に参加する者及びその引率者
過料、罰則	納税管理人に係る不申告に関する過料、帳簿の記載義務違反等に関する罪
入湯税	制度変更なし
その他	5年毎に条例の施行状況等を踏まえて、条例の改正を検討し、必要があるときは検討結果に基づいて所要の措置を講じる。

宿泊税の導入に向けた今後のスケジュール（想定）

令和6年11月	経済文教委員会（常任）において「宿泊税の考え方」報告
令和6年11月	宿泊事業者等に向けた「宿泊税の考え方」説明会
令和7年2月	経済文教委員会（常任）において「宿泊税の制度概要」報告
令和7年3月	定例会において「宿泊税条例（案）」提案
令和7年3月	総務大臣協議（3か月程度）
令和7年4月	宿泊税導入に向けた準備（賦課・徴収システムの構築等）
令和8年4月	宿泊税導入